

# 65歳以上の人の介護保険料を見直しました

65歳以上の介護保険料の額は、世帯や本人の市民税の課税状況、前年の所得などに応じて個人ごとに決められます。平成21年度から平成23年度までの保険料は、収入等に応じてきめ細かく対応できるように、次のように保険料の段階を従来の6段階から10段階に変更しました。

## ❖平成21年度から平成23年度の介護保険料

段階	対象	年額
第1段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	26,300円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	26,300円
第3段階	市民税非課税世帯で、第1段階または第2段階に該当しない人	40,000円
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	52,100円
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	54,800円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	65,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	68,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	82,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	90,400円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	98,700円

介護に従事する人の処遇改善を図るため、4月から介護報酬が平均で3%増額改定されました。このため、介護報酬の増額による保険料の急激な上昇を抑えるために、介護報酬改定影響額のうち、平成21年度の全額分と、平成22年度の半額分が国の措置によって軽減されています。(境港市では3年間同額となるよう保険料を調整しました。)

## ❖保険料の納め方

原則、年金からの引き去りとなります。年金から引き去りができない人は、納入通知書での納付、または預貯金口座からの引き落としとなります。

## ❖介護保険料の減額

収入が少なく生活に困窮している人は、保険料が減額される場合があります。減額を受けるためには、今月お送りする「介護保険料額決定通知書」が届いてから7月31日までに申請してください。

また、災害等により財産に著しい損害を受けた場合、長期入院や失業等により世帯の生計を維持する者の収入が著しく減少した場合などは、保険料が減額される場合があります。

詳しくは市健康長寿課までお問い合わせください。

### ●問合せ先

健康長寿課介護保険係

(☎ 47 - 1038)

